

各 位

会 社 名 コニカミノルタホールディングス株式会社 代表 者名 代表執行役社長 松﨑 正年 (コード番号4902 東証・大証第1部) 問合 せ 先 広報・ブランド 推進部長 髙橋 雅行 TEL(03)6250-2100

# (訂正) 「平成21年3月期 決算短信」の一部訂正について

平成 21 年 5 月 14 日に発表いたしました「平成 21 年 3 月期 決算短信」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には 線を付して表示しております。

記

### <訂正1>

### 4.【連結財務諸表】

- (7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (20ページ)
- (リース取引に関する会計基準等の適用)

## 【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

# <訂正2>

## 4.【連結財務諸表】

(8) 連結財務諸表に関する注記事項

<有価証券関係> (27ページ)

当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

【訂正前】

(単位:百万円)

				(単位:日万円)
種	類	取得原価	連結貸借対照表計 上 額	差 額
連結貸借対照表	(1) 株式	5, 255	6, 791	1,536
計上額が取得原価	(2) 債券			_
を超えるもの	(3)その他	8	8	0
	小 計	<u>5, 264</u>	<u>6,800</u>	1, 536
連結貸借対照表	(1) 株式	10, 964	8,062	△2, 902
計上額が取得原価	(2) 債券			
を超えないもの	(3)その他	8	6	$\triangle 1$
	小 計	<u>10, 973</u>	<u>8, 069</u>	<u>△2, 904</u>
合	計	<u>16, 237</u>	14, 869	<u>△1, 367</u>

(単位:百万円)

				(中位・ログ11)
種	類	取得原価	連結貸借対照表計 上 額	差額
連結貸借対照表	(1) 株式	7, 287	8,823	1,536
計上額が取得原価	(2) 債券			_
を超えるもの	(3)その他	8	8	0
	小 計	<u>7, 295</u>	<u>8, 832</u>	1, 536
連結貸借対照表	(1) 株式	8, 426	6,031	<u>△</u> 2, 395
計上額が取得原価	(2) 債券	_	_	_
を超えないもの	(3) その他	8	6	$\triangle 1$
	小 計	<u>8, 435</u>	<u>6, 037</u>	<u>△2, 397</u>
合	計	<u>15, 730</u>	14, 869	△861

#### <訂正3>

### 5.【個別財務諸表】

- (6) 重要な会計方針の変更 (38ページ)
- (リース取引に関する会計基準等の適用)

#### 【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

以上